

## 議案第18号

### 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する交通整理中の警察官の誘導により発生した交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

甲 倉吉市 企業

乙 鳥取市 企業

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金416,000円を甲に、459,203円を乙にそれぞれ支払うものとする。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

平成18年10月8日

##### (2) 事故発生場所

東伯郡湯梨浜町大字門田地内

##### (3) 事故の状況

鳥取県倉吉警察署所属の職員が、交差点において交通整理中、和解の相手方甲の職員

が運転する軽貨物自動車に対し交差点への進入を指示したところ、左方道路から進行してきた東伯郡湯梨浜町内の企業（以下「企業」という。）の職員が運転する軽特種自動車（冷蔵冷凍車）と衝突し、双方の車両が破損するとともに、企業が所有する車両の積み荷に損害が生じたものである。

#### 4 その他

企業に対する損害賠償請求権は、和解の相手方乙が取得している。